

(3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。

第3章 社員総会

(社員総会)

第8条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年6月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

第4章 役員

(員数)

第9条 当法人に理事3名以上を置く。

第5章 計算

(事業年度)

第10条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から^{翌年}3月31日までの年1期とする。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第11条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成23年3月31日までとする。

(設立時の社員の氏名及び住所)

第12条 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

^町
東京都渋谷区南平台4番8-501号
與田 雅晴

東京都港区麻布十番2丁目11番5-604号
伊藤 宏